

令和8年度

つくば市安心住宅リフォーム支援補助金の御案内

つくば市では、快適で安全な居住環境の維持向上及び地域経済の活性化を図るため、住宅リフォーム費用の一部を補助します。

この補助金は、申請者が市内に所有し居住する住宅に対して、50万円以上のリフォーム工事を行う場合に、工事費総額の10分の1を補助する制度です(補助額上限10万円)。

※交付を受けるには、下記1～3の補助対象要件を全て満たす必要があります。

1 対象者（申請者）

- (1) 市内に対象の住宅を所有し、そこに居住している者
- (2) 市内に住民登録がある者
- (3) 市税を滞納していない者
- (4) 過去にこの補助金を受けていない者

2 対象となる住宅

- (1) 昭和56年6月1日以後に建築確認を受けた住宅、又は木造住宅耐震診断等により耐震性が確保されていることが証明できる住宅
- (2) 不動産業を営む者又はこれに類する者が所有する住宅ではないもの
※自己の居住のための住宅を除く。
※店舗兼用住宅については、住宅部分のみ
- (3) 過去に共有者がこの補助金を受けてリフォームした住宅ではないもの

3 対象となる事業（リフォーム工事）

- (1) 次の要件を満たす法人又は個人事業者との請負契約により行うこと

法人の場合	・ 市内に本店を有する ・ 建設業法の規定により建設業の許可を受けている
個人事業者の場合	・ 市内に住所を有する ・ リフォームの施工に係る実務経験を原則として10年以上有する

- (2) 対象となるリフォーム工事費の総額が税込み50万円以上であること
※他の補助金等の交付を受けようとする経費を除く。
- (3) リフォーム工事が申請年度の末日までに終了する見込みであること

4 補助金額

- 対象となる工事費の総額に補助率を乗じた額を補助します（上限 10 万円）。
補助対象経費 × 補助率 10% = 補助金額 ※1,000 円未満の端数切捨て

【例 1】対象となるリフォーム工事費が税込み 567,000 円の場合

$$567,000 \text{ 円} \times 10\% = \text{補助金額 } 56,000 \text{ 円}$$

【例 2】対象となるリフォーム工事費が税込み 1,234,000 円の場合

$$1,234,000 \text{ 円} \times 10\% = \text{補助金額 } 100,000 \text{ 円}$$

5 募集期間

第 2 期：令和 8 年 (2026 年) 8 月 3 日 (月) から 11 月 30 日 (月) まで

※申請上限は 50 件 です。募集期間内であっても、申請件数が上限に達した時点で受付を終了します。

6 申請方法

- 必要書類を用意の上、リフォーム着工の 2 週間前（土日祝日を除く）までに、つくば市住宅政策課窓口（市役所本庁舎 3 階）へ提出してください（持参のみ）。

※補助金の交付決定を受ける前に着手又は完了したリフォーム工事は、補助の対象となりません。

- 必要書類や手続等の詳細については、下記のホームページをご覧ください。

つくば市ホームページ「つくば市安心住宅リフォーム支援補助金」

<https://www.city.tsukuba.lg.jp/kurashi/kankyo/1011855/1011856.html>

※申請書の様式等は上記からダウンロードできます（住宅政策課窓口にもあり）。

※「対象工事一覧」や「よくある質問」も上記にて確認できます。

- 申請から交付決定が出るまでに 2 週間程度かかります。時間に余裕をもって申請してください。

リフォーム補助金
ホームページ



【問合せ先】

〒305-8555 茨城県つくば市研究学園一丁目 1 番地 1
つくば市 建設部 住宅政策課
TEL : 029-883-1111 (代表) FAX : 029-868-7642
E メール : ctr032@city.tsukuba.lg.jp